

監査報告書

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第3期事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、代表理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び換算の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、代表理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

更に、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に関わる計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。しかし、今事業年度に発生した想像地図研究所との係争案件に陥る事態があり、その後の対応を引き続き改善、提示していくことを求めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として、理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。このことから、任務懈怠責任を追求され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、理事会の決議による処分等による改善を求めます。昨年度に比べて状況は改善方向へと向かっているものの、法整備をはじめ、正構成員等が責任を持って活動をすることが出来ていない状況にあるため、引き続き改善を求めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認めます。しかし、懸念事項として未収金の金額が昨年度よりも増加しており、回収が不可能の場合は、来年度の会計で損失計上することを監査時に代表理事に確認しました。

3. 追記情報

令和7年度監査方針で示した、具体的な監査活動及び本年度の重点監査項目について監査を行いました。

(1) 具体的な監査活動

①業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況

業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況について、法令及び定款に従い運営していたことを認めます。しかし、今事業年度に発生した想像地図研究所との係争案件に陥る事態があり、その後の対応を引き続き改善、提示していくことを求めます。

②理事会などによる経営判断の妥当性

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として、理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。このことから、任務懈怠責任を追求され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、理事会の決議による処分等による改善を求めます。また、想像地図研究所との係争案件解決について、制度的な手続きのプロセスを踏んでいたが、理事会内での報告・連絡・相談等が取られていたのかは不明瞭な部分があり、その点についても対応方法について詳しく提示していくことを強く求めます。

③内部統制システムの構築・運用状況

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。第1期、第2期に引き続き、内部統制の脆弱性により、理事間での負担の格差及び運営の持続性について懸念が見られ、改善を求めます。また、内部統制システムの構築・運用状況についても引き続き改善を求めます。

④企業の社会的責任の遂行とリスクマネジメントの状況

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として、理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。規則等を定め、改善を求めます。

(2) 本年度の重点監査項目

①会計規則等必要書類の形式策定・運用

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認めますが、法人内で明文化された規則等は存在していない為、策定の準備を進めていたが、第1期、第2期に引き続き達成できなかった。しかし、令和8年度から公益会計基準が改定されることによって、改めて修正する必要が出てきた為、来年度から適用するために策定の準備を進めることを代表理事から確認している。

②内部統制システム構築の確立

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。その上で、改善を進めたことにより、組織図の再編が行われました。第1～3期では行うことが出来なかった内部システム構築の確

立に向けて、次事業年度では尽力したい。

③健全で自立的な組織運営の確立

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。この影響により、理事会の流会及び決議の先延ばしなどが散見されました。また、代表理事への負担過多及び意思決定の独裁化に繋がる状態となって居ました。処分等により、組織の健全化を図り、自立的な組織運営の確立に向けて改善を求めます。また、今事業年度に発生した想像地図研究所との係争案件に陥る事態を受け、その後繰り返さないようにするためにも、対策等を引き続き改善、提示していくことを求めます。

令和8年3月1日

監事 fervejisto/高橋 海渚

Yuki-cy/千馬 悠希